

川崎市立川崎高等学校附属中学校PTA慶弔見舞金規程

第1条 川崎市立川崎高等学校附属中学校PTA（以下、「本会」という）会則第28条に基づき慶弔見舞金規程を定め、本会会員（保護者、教職員並びにその家族）の慶事及び弔事に際して慶弔の意を表す。

第2条 慶事については次の通りとする。

- （1）教職員会員の転任・退職 5,000円とし記念品を贈る。
- （2）教職員会員の表彰 官公庁より表彰を受けた時、5,000円とし記念品を贈る。
- （3）本会に功労顕著な保護者会員に対しては運営委員会の議を経て感謝の意を表す。

第3条 弔事については次の通りとする。

- （1）教職員会員本人 香典10,000円と花輪を供え弔意を表す。
- （2）教職員会員配偶者・父母・子 香典5,000円とする。
- （3）生徒・保護者会員 香典10,000円とする。

第4条 見舞いについては次の通りとする。

- （1）教職員 傷病・疾病のため1ヶ月以上の療養の場合、見舞金3,000円とする。長期療養の場合、運営委員会の議を経て見舞いの意を表す。
- （2）生徒・保護者会員に災害があった場合、運営委員会の議を経て見舞いの意を表す。

第5条 本規程の運用にあたり、急を要する場合、または社会通念上慶弔の意を表す場合は会長専決にて執行し事後の承認を求める

附則

本規程は平成30年4月28日より施行する。

本規程は、令和5年4月21日より施行する。